

証明書自動交付サービス対応キオスク端末期間入札心得書

令和7年10月20日

(趣旨)

第1条 この心得は、証明書自動交付サービス対応キオスク端末について、伊東市が行う競争入札において、伊東市契約規則（昭和39年伊東市規則第4号）第4条第3号に規定する期間入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札の基本的事項)

第2条 入札参加者は、仕様書、その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(開札の立会い)

第3条 入札参加者は、希望により開札に立ち会うことができる。開札への立会いを希望する場合は、開札日の前日正午までに、開札立会申請書を提出しなければならない。

2 前項の開札の立会いにおいて、代理人を立ち合わせようとする場合は、開札立会い日に委任状を提出しなければならない。

(入札保証金)

第4条 入札保証金は、免除する。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者が入札を辞退しようとするときは、理由を記した入札辞退届を開札の日の前日までに提出しなければならない。

(入札書等の提出方法)

第6条 入札書及び市が入札書とともに提出を求めた書類（以下「入札書等」という。）は、入札書については市が別に定める書式により作成し、提出期限までに、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスなど対面配達的方式（手渡しで配達され受領確認があるもの）で郵送する方法又は直接持参する方法により、指定の提出先へ到達するように提出しなければならない。

2 入札参加者は、入札書等を提出する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書等を封入し、表面に「伊東市長」と記載し、「入札書等在中」と朱書きし、当該郵便等

入札の件名及び開札日時を記載するとともに、裏側に入札参加者の商号又は名称並びにその所在地及び代表者名を記載して代表者印を押印し、封かんした上で外封筒により提出するものとする。

3 前項の外封筒には、表面に「入札書等在中」と朱書きし、当該郵便等入札の件名及び提出期限を記載するとともに、裏側に入札参加者の商号又は名称及びその所在地等を記載するものとする。

4 1通の内封筒に2枚以上の入札書を入れてはならない。

5 複数の案件を1つの外封筒に封入し提出する場合は、内封筒は必ず1案件ごとに作成し封入するものとし、すべての案件の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(入札書等の書換え等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第8条 入札辞退等により入札参加者が著しく少数となり、公正な競争が困難となると認める場合には、入札の執行を取りやめることがある。

2 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 開札前において天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第9条 開札は、当該入札場所において第3条の規定に基づき申請した入札参加者を立ち会わせて行う。

2 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせる。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 提出期限までに、提出先に到達しなかった入札

(3) 第6条に規定する提出方法によらずに提出された入札

- (4) 記名押印を欠く入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 市が入札書とともに提出を求めた書類が同封されていない入札
 - (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
 - (9) 同一事項の入札について2以上を入札した者の入札
 - (10) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
 - (11) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札
- (落札者の決定)

第11条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が市にとって最も有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ低入札調査基準を設けたときは、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 4 前項に該当するおそれがある入札を行った者は、伊東市職員が行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第12条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、不調とし、再度入札は行わない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、落札決定を保留し、

当該入札をした者に出席を求め、くじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において当該入札をした者が出席しないとき、又は出席してもくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者への通知)

第14条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札参加者に通知する。

(契約の締結)

第15条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内（伊東市の休日を定める条例（平成4年伊東市条例第36号）に規定する市の休日を除く。）に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(契約の確定)

第16条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、伊東市議会の議決に付すべきものについては、伊東市議会の議決があったときに確定する。

(契約保証金)

第17条 伊東市契約規則（昭和39年規則第4号）第23条の規定により、契約保証金は免除する。

(異議の申し立て)

第18条 入札をした者は、入札後、要領、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式、現場及び業務等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が提出期限までに到達しなかった場合についても同様とする。